

# 令和元年 第5回

## 喜茂別町農業委員会総会議事録

(令和元年 6月27日 開催)

喜茂別町農業委員会

# 喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 6月 27日 (木) 午後 6時00分 開会  
午後 6時30分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員 ( 7人)

会長	10番	川邊	浩一
委員	2番	菊地	光男
	3番	行天	勝美
	4番	牧	孝一
	6番	押切	昌幸
	7番	笠井	孝一
	8番	前田	昌明

4. 欠席委員 ( 2人)

会長職務代理者	1番	内尾	勝稔
委員	5番	行天	雄也

5. 議事日程 第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画に対する意見の決定について

議案第4号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大元	真
係長	大迫	尚樹
主事	平手	大貴
主事	前田	修平

## 7. 会議の概要

○開会時刻 午後6時00分

川邊議長

定刻となりましたので、これより令和元年第5回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。

ただちに本日の会議を始めます。

本日、1番内尾勝稔委員、5番行天雄也委員におかれましては、所用により欠席との連絡を受けております。

よって、本日の出席委員は9名中7名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しておりますので総会が成立していることをご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

喜茂別町農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において牧孝一委員、前田昌明委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、会期は本日1日といたします。

ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

●日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。  
農地移転の権利の設定のため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出がありましたので、許可の可否について議決を求めるものです。  
(読み上げにより説明)  
以上で議案第1号の説明を終わります。

川邊議長

事務局より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

各委員

【なしの声あり】

川邊議長

異議なしと認め、議案第1号について、議決することと決定いたします。  
続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局

●日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。  
提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る喜茂別町が作成した農用地利用集積計画を定めることについて、本総会で決定したいので議決を求めるものであります。  
(読み上げにより説明)  
以上で、議案第2号の説明を終わります。

川邊議長

事務局より説明が終わりました。  
これより、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

各委員	【なしの声あり】
川邊議長	<p>異議なしと認め、議案第2号について、議決することと決定いたします。</p> <p>日程第5、「議案第3号「農用地利用配分計画に対する意見の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画に対する意見の決定について 議案第3号「農用地利用配分計画に対する意見の決定について」ご説明いたします。 提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものです。 (読み上げにより説明) 以上で議案第3号の説明を終わります。</p>
川邊議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p>
各委員	【なしの声あり】
川邊議長	<p>異議なしと認め、議案第3号について、提案された内容を承認し、その旨喜茂別町へ報告することと決定いたします。</p> <p>日程第6 議案第4号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●日程第6 議案第4号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 議案第4号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてご説明いたします。 本件については、農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況や、その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネット等での公表が義務づけられたところであり、公表については、平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策長通知に基づき、年度ごとで目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、活動計画を策定することとなっているため、今回決定したく議決を求めるものであります。 なお、決定内容については、都道府県を通じて農林水産省に報告するとともに、事務局にて原本を保管し要望があった場合閲覧できることとしております。 (読み上げにより説明) 以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。</p>
川邊議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>笠井委員</p>
笠井委員	違反転用については、どのような例がありますか。
事務局	農地を農地じゃないものにすることを農地転用といい、原則的に農業委員会に届出を行い許可を受けたうえで農地を農地ではないものにできますが、違反転用とは農業委員会に届出をしないで農地ではないものに変えてしまうことを指しています。色々な事例がありますが、畑だったところを砂利を敷いて駐車場にしてしまうことも違反転用に該当する場合があります。
笠井委員	倉庫建設などについてはいかがか。

事務局	農業用倉庫については、農業者が自らの土地を倉庫用にする場合は2アール以内は許可なく倉庫を建てることが可能となっています。車庫になると扱いが変わるのでご留意願いたいと思います。
川邊議長	そのほかにありませんか。 牧委員。
牧委員	農家戸数について増減がないのはなぜですか。また、認定農業者の増加は。
事務局	戸数については、農林業センサスを用いることとなっていることから変更がないかたちになっています。本年度調査があるので、今後の数値は変動が生じことがあります。 認定農業者数は、昨年度中に新規就農者から認定農業者になった方がいるため1名増加となっています。
川邊議長	そのほかにありませんか。
各委員	【なしの声あり】
川邊議長	異議なしと認め、議案第4号について、議決することと決定いたします。 以上で、本総会に付されました案件は全て終了いたしました。 以上をもちまして、令和元年第5回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

○閉会時刻 午後6時30分

上記の総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和元年 第5回喜茂別町農業委員会総会

令和元年 6月27日

喜茂別町農業委員会  
会長

会議録署名委員

会議録署名委員